

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳島県那賀郡那賀町

2. 構造改革特別区域の名称

那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区

3. 構造改革特別区域の範囲

徳島県那賀郡那賀町の区域の一部（木頭地区及び平谷地区）

4. 構造改革特別区域の特性

那賀町は平成17年3月1日、旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木沢村、旧木頭村とが合併し、現在に至っている。

那賀町は徳島県の南部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、美馬市、三好市に隣接している。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈などを配しており、標高1,000メートルの山々に囲まれ、地域の9割以上が森林の中山間地域である。

地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は旧上那賀町内で合流し、地域のほぼ中央を西から東に貫流している。

現在、町内には公立保育所が6箇所（その内へき地保育所が2箇所）あり、約160人の乳幼児が入園している。旧鷺敷町、旧相生町地区の保育所については、核家族化や保護者の就労形態の多様化、共働き世帯の増加により、出生数は減少しながらも入所児童数は増加傾向にある。特に0歳、1歳児についての入所希望が多い。

那賀町立木頭保育園は旧木頭村内にあり、那賀町の西部、高知県との県境に位置する。中央に那賀川が位置し、国道195号が東西に横断している。旧上那賀町の西部に位置する平谷保育園とは車で30分ほどの場所に位置している。両園ともに園児数は年々減少しており、各園ともに現在園児数が約15名である。今後も園児の減少は続くことが予想される。

搬入元である平谷保育園は平成23年に新築し、比較的大きな調理場を備え付けている。平谷保育園の調理室において2園分の給食を調理し、外部搬入をすることにより、衛生面や安全面に十分な配慮ができ、経費面でも合理的な節減が図られ、その財源を保育サービス、子育て支援サービスのための施策に活用できる。

5. 構造改革特別区域計画の意義

女性の社会進出や就労体系の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加、多様化しつつある。そのため、当町においては保育所における保育サービス、子育て支援施策の充実を図っていく必要がある。

本特例措置を活用し、平谷保育園、木頭保育園の2園分の給食を平谷保育園において一括して調理を行い、木頭保育園への外部搬入を実施することにより、調理員の配置、材料購入等の合理化を図り、節減された経費を保育サービス、子育て支援施策の充実に当てることが可能になる。

また、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、当町の食育推進計画の目標である「那賀町の豊かな自然の恵みを受け、健康で豊かな食生活の実現」のための地産地消及び食育の推進を図ることができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ①平谷保育園で、木頭保育園の食材も合わせて一括購入し、調理を行った上で外部搬入を実施することにより、経費の節減を図り、節減された経費を利用して保育サービス、子育て支援サービスの充実を図る。
- ②搬入元の園長や調理員と搬入先の園長と職員が常に連携を図り、安心して安全な給食を安定的に供給する。
- ③保育所における食育事業で、季節に応じた野菜作りや行事を取り入れることにより、地域の食文化を伝承し、乳幼児期から生まれ育った地域へ関心を持たせるとともに、正しい食習慣を身につけさせることにより、児童の健やかな成長に努める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ①外部搬入の実施により、保育所の維持管理費や、適切な調理員の配置等による人件費の節減により、効率的な運営を図る。
- ②地元食材を活用することによって、地産地消を推進し、農業の振興と、地域の活性化に寄与する。
- ③経費の節減で得られた財源を保育所の整備や保育サービスの充実に活用することにより、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、暮らしやすさが実感できる地域社会の構築に繋がる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

那賀町立木頭保育園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

木頭保育園の給食を平谷保育園調理室において一括して調理を行い木頭保育園へ搬入することにより、調理員の配置や材料購入等の合理化を図り、節減された経費を利用して保育サービス、子育て支援サービスの充実を図る。併せて発達段階やアレルギー児等、個々に応じた安心で安全な給食の提供と食育の深化を図る。

5. 当該規制の特例措置の内容

- ① 給食の外部搬入の実施に当たっては「保育所における食事の提供について(平成22年6月1日雇児発0601第4号)」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。
- ② 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日雇児発第86号)」を遵守する。
- ③ 当該規制の特例措置を受けようとする公立保育所の調理室の面積及び調理設備等は以下のとおりであり、再加熱に必要なガステーブル、保存のための冷蔵庫、調理台等必要な設備が配置されている。

【木頭保育園(搬入先)の調理室の面積及び調理設備等】

調理室面積	28.87㎡
調理設備	手洗い設備1、机1、冷凍庫1、食器棚1、消毒保管庫1、シンク2、調理台2、冷蔵庫1、棚2、炊飯器1、ガステーブル1

- ④ 外部搬入方式による給食は、1歳の誕生日を迎えたものから実施することとし、年齢に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。

給食の配送に平谷保育園の調理員も同行し、配膳をしたり園児の食事の様子を観察したりするとともに、保育士との連携を深める。

体調不良児については、調理員が給食の量や大きさ、柔らかさなどを保育所の調理室で児童の体調に合わせた給食を提供する。

アレルギー児については、事前に保護者から提出していただいたアレルギー連絡票を元に栄養士（わじきこども園栄養士：町立保育園の献立を作成）と連絡を取り合いながら、個人に応じた給食を提供する。

- ⑤ 調理方式は、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーバ方式で実施する。調理された給食は、専用の食缶に入れ、専用の給食運搬車で配送する。

- ⑥ 搬入先の木頭保育園では運搬とともに同行した調理員が盛りつけ、配膳をし、使い終わった食器は木頭保育園において洗浄後、消毒保管庫で保管する。

おやつについては同行している調理員が搬入した材料をもとに木頭保育園の調理室において調理し、提供する。

食缶の回収とともに調理員は平谷保育園へ戻る。

- ⑦ 給食内容については町内の6つの保育所すべて共通の献立とし、わじきこども園の栄養士が作成する。給食内容は米飯を中心とした献立とし、地場産物や季節に応じた旬の食材を使用したり、行事食を実施したりしている。作成された献立表は毎月保護者へ配布し、献立の周知を図る。

- ⑧ 食育年間計画に基づき保育所給食を生きた教材とし、食に関わる体験を積み重ねることによって、食べることを楽しみバランスのとれた食事や食事のマナーを学ぶ。また、クッキングや菜園活動を通して食材に興味を持たせ、食べる意欲を培う。

【給食の配送計画】

配送

10：40 平谷保育園

↓

11：10 木頭保育園到着

↓ (到着後配膳準備)

11：30 給食開始

回収

14:00 木頭保育園

↓

14:30 平谷保育園

【平谷保育園（搬入元）の調理室の概要】

調理室面積	22.5㎡
職員数	調理員 1名（H25.4より1名増員し2名とする。） 運転手 1名 ※栄養士：わじきこども園栄養士が町立保育園の献立を作成
調理能力	50食/日
調理設備	器具消毒保管庫1、冷蔵庫1、棚/秤1、冷凍冷蔵庫1、IHジャー炊飯器1、電磁調理器1、オーブン1、ブラストチラー1（外部搬入には使用しない。）、調理台2、2槽シンク2、食器消毒保管庫1、手洗い設備1、配膳台/上棚1、炊飯器1